

別紙2 事業概要

(第3条関係)

1. 施設概要

(1) 指定管理施設

ア 指定管理施設概要

(ア) (仮称) かほく市総合体育館 (整備施設のうちの、BTO施設)

施設名称	(仮称) かほく市総合体育館
計画地	石川県かほく市浜北イ 19-1
延床面積	9,100 m ² を上限
開館時間	9時～22時
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの間

(イ) 七塚テニスコート (運営施設)

施設名称	七塚テニスコート
計画地	かほく市浜北イ 37番地5
敷地面積	約5,600 m ²
開館時間	9時～22時
休館日	12月29日から翌年の1月3日までの間

イ 指定管理施設構成

指定管理施設の構成は以下のとおりである。

(ア) (仮称) かほく市総合体育館 (BTO施設)

諸室		機能	
競技ゾーン	アリーナエリア	アリーナ	アリーナ
		観戦スペース	観客席、車いす席、VIP席
		運営諸室	審判室、放送室、記者室、主催者事務室 ※放送室を除き平常時は会議室として利用
		器具庫	器具庫、搬出入口
		競技者諸室	選手控室、更衣室、シャワー室
	多目的室	多目的室、授乳室等	
	武道場エリア	柔剣道場	競技スペース (柔道と剣道の兼用) 観客スペース (現七塚武道館程度の広さ)
弓道場		競技スペース	
共用ゾーン	トレーニング諸室	トレーニング室、更衣室	
	共用部	風除室、エントランスホール、エレベーター、廊下、階段、トイレ	
運営管理ゾーン	事務諸室	事務室、受付、(仮称) かほくスポーツコミッション室	
	維持管理諸室	管理・監視室・警備室、維持管理職員控室	
	機械室等	機械室、備品倉庫	
外構		駐車場等	

諸室	機能
その他	渡り廊下

(イ) 七塚テニスコート (運営施設)

項目	内容
テニスコート	砂入人工芝コート6面、夜間照明12基
トイレ	屋外トイレ

(2) その他施設

ア 整備施設 (BTO 施設)

- ・ (仮称) かほく市総合体育館 上記参照
- ・ 第1駐車場 事業者提案による。

イ 整備施設 (BT 施設)

- ・ 市道 事業者提案による。
- ・ 農業用水路 事業者提案による。
- ・ 新野球場 事業者提案による。

2. 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日の翌日から令和21年3月末日までとする。

区分	整備施設		運営施設
	(仮称) かほく市総合体育館	新野球場	七塚テニスコート
基本協定の締結	令和3年4月		
特定事業仮契約の締結	令和3年5月		
本事業契約に係る議会議決(本契約の締結)	令和3年6月		
設計・建設期間	【第1期工事】 令和3年7月～ 令和6年2月 (2年8ヶ月)	【第2期工事】 令和6年6月～ 令和7年12月 (1年7ヶ月)	—
引き渡し及び 所有権移転	令和6年2月末日	令和7年12月末日	—
開業準備期間	令和6年3月	—	—
維持管理・ 運営期間	令和6年4月～ 令和21年3月 (15年)	—	令和6年4月～令和21年3月 (15年間)

3. 事業用地

事業用地 (整備用地を含む。) は、以下のとおりである (要求水準書資料1【事業用地

平面図】を参照)。

項目	内容
a 所在地	石川県かほく市浜北イ 19-1 他
b 敷地面積	整備用地 約 26,800 m ²
c 区域区分	非線引き区域
d 用途地域	準工業地域
e 建蔽率	60%
f 容積率	200%
g 防火指定	なし
h 日影規制	なし
i 道路	西側：国道 159 号 11.5m (1 項 1 号道路) 南側：市道浜北 25 号線 6.53m (1 項 1 号道路) 市道浜北 26 号線 3.60m (1 項 1 号道路)
j 埋蔵文化財	埋蔵文化財包蔵地範囲外
k その他	海岸より約 1 km の場所のため、塩害対策を要する

4. 既存施設の概要

(1) 河北台健民体育館 (解体施設)

項目	内容
住所	石川県かほく市浜北イ 25 番地 3
延床面積	4,135.78 m ²
敷地面積	約 5,000 m ²
築年数	41 年
体育館フロアの寸法	32m×57m 観客席なし 天井高さ H=11.5m
主な機能	・バスケットボール 2 面 (余裕幅 1.5m) ・バレーボール 3 面 ・バドミントン 12 面 ・卓球 24 面
その他	・ランニングコース 1 周 180m ・トレーニングセンター、スタジオ、会議室等

(2) 七塚武道館 (解体施設)

項目	内容
住所	石川県かほく市浜北イ 25 番地 16
延床面積	2,276.70 m ²
敷地面積	約 3,700 m ²
築年数	34 年
主な機能	・柔道場 2 面 ・剣道場 2 面 ・相撲場 1 面 ・弓道場 (近的 6 人立・遠的 3 人立) ・研修室等

(3) 七塚テニスコート (運営施設)

項目	内容
住所	石川県かほく市浜北イ 37 番地 5
概要	砂入人工芝コート 6 面、夜間照明 12 基、屋外トイレ

(4) その他屋外施設

施設	内容
野球場	約 9,000 m ² クレイグラウンド (バックネット、ダグアウト、バックスクリーン、スコアボード (手動)、防球ネット)
駐車場	約 4,000 m ² =130 台 (河北台健民体育館、七塚武道館共用) アスファルト舗装
ランニングコース	屋外ランニングコース
灌漑用水	灌漑用水路及びポンプ小屋
消雪ポンプ盤	ポンプ盤、井戸 現状のままとし、移設しない。事業範囲から除外される設備

以 上

別紙9 不可抗力

(第7条、第20条、第24条、第26条、第30条、第32条、第37条、第45条、第52条、第58条、第66条、第71条、第86条から第88条関係)

次の各項の定めるところに従って事業者が負担すべき金額の合計額を事業者が負担し、その余を市が負担する。なお、第1項及び第2項に定める各期間のいずれにも重複する時期に発生した不可抗力については、第1項及び第2項が重疊的に適用されるものとし、各当事者の負担金額はそれぞれ合算されるものとする。

1 設計・建設期間

設計・建設期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して市に対して引渡しが無了の本工事の目的物又は事業者が損害（ただし、事業者の得べかりし利益は含まない。以下本別紙9において同じ。）、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が、設計・建設期間中における累計で、サービス対価（整備費相当分）の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

2 施設供用等期間

施設供用等期間中に不可抗力が生じ、本事業に関して事業者が損害、損失及び費用が発生した場合、当該損害、損失及び費用の額が一事業年度につき累計で不可抗力が生じた日が属する事業年度において支払われるべきサービス対価（施設供用等業務費相当分）に当該事業年度において適用される税率の消費税及び地方消費税の相当額を加算した金額の1パーセントに至るまでは事業者が負担するものとし、これを超える額については市が負担する。ただし、当該不可抗力事由により保険金が支払われる場合、事業者の負担額を超えた当該保険金額相当額は、市の負担部分から控除する。

3 付帯事業

前二項の規定にかかわらず、不可抗力により付帯事業に関して事業者が損害、損失及び費用が発生した場合であっても、当該損害、損失及び費用は全て事業者が負担する。

以 上